

船舶事故等調査報告書

平成21年5月28日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008横第10号	
事故等名	漁船清栄丸漁船善進丸衝突	
発生年月日時刻	平成20年4月26日09時30分ごろ	
発生場所	三重県鳥羽市桃取町 桃取港北防波堤灯台から真方位017° 100m付近 (北緯34° 31.1'、東経136° 51.4')	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年7月3日横浜・地方事故調査官がA船船長から口述聴取し、10月30日及び10月31日B船船長及び目撃者等から口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報		
船種・船名・総トン数	A 漁船 清栄丸 6.77トン	
船舶番号	243-29480 三重	
船舶所有者等	個人所有	
船種・船名・総トン数	B 漁船 善進丸 1.31トン	
船舶番号(IMO 番号)	ME3-46885	
船舶所有者等	個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長 一級小型船舶操縦士	
	B 船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	A なし	
	B 船長 外傷性血胸、呼吸不全等	
損傷	A 右舷外板に擦過傷	
	B 船首部を損壊	
事故等の経過	A船は、船長が1人で乗り組み、三重県答志島北岸にある舟越浦で釣り客を降ろして桃取漁港沖合を西進中、また、B船は、船長が1人で乗り組み、同島南岸沖合の漁場で操業したのち同漁港沖合を東進中、平成20年4月26日09時30分ごろ、A船の船首部とB船の船首部とが衝突した。 当時、天候は曇りでほとんど風はなく、視界は良好で東に流れる微弱な潮があった。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし A船は、B船の進路に向首することに気付かないまま、左転した可能性があると考えられる。 B船は、A船の左転に気付いたとき、大きく転舵するなり、行きあしを止めることなく航行したのと考えられる。
原因	本事故は、A船が西進中、B船が東進中、A船がB船の存在に気付かずに航行し、また、B船がA船の動静について適切な見張りを行わなかったため、両船が衝突したことにより発生したのと考えられる。	
その他の事項	なし	